

## 住み続ける中山間地域生活サポート事業費補助金交付要綱

全部改正：平成25年3月21日付けしま暮第505号  
一部改正：平成26年3月31日付けしま暮第485号  
一部改正：平成27年3月6日付けしま暮第694号  
一部改正：平成28年3月30日付けしま暮第580号  
一部改正：平成29年3月31日付けしま暮第576号  
一部改正：平成30年3月26日付けしま暮第563号

### (趣旨)

第1条 県の交付する住み続ける中山間地域生活サポート事業費補助金（以下「生活サポート補助金」という。）については、島根県補助金等交付規則（昭和32年島根県規則第32号。以下「規則」という。）に規定するもののほか、この要綱の定めるところによる。

### (定義)

第2条 この要綱における用語の定義は、次に定めるところによる。

- (1) 「中山間地域」とは、島根県中山間地域活性化基本条例（平成11年3月12日島根県条例第24号、以下「条例」という。）第2条に定める地域をいう。
- (2) 「各種団体等」とは、地域コミュニティ組織、特定非営利活動法人、社会福祉法人、農業協同組合、漁業協同組合、株式会社等の団体及び2以上の個人又は法人で構成される法人格のない共同体、協議会、グループ等の任意団体をいう。
- (3) 「複合的な課題の解決」とは、生活物資の提供と併せて行う高齢者の見守り、撤退した商店等を活用して行う高齢者サロン、希望図書配達と併せて行う健康指導の実施その他の異なる分野の取組みの連携による効率的、効果的な事業の実施によって課題の解決を図るものをいう。
- (4) 「補助事業」とは、市町村が直接若しくは各種団体等に対する委託により実施する事業又は市町村が交付金を財源とし、その目的に従って各種団体等に対して補助金を交付し若しくは負担金を支出する事業をいう。
- (5) 「事業実施主体」とは、市町村が補助事業を実施する場合の各種団体等をいう。
- (6) 「小さな拠点づくり」とは、公民館エリア（旧小学校区）を基本とし、住民同士の話し合いを通じて、地域運営（「生活機能」、「生活交通」、「地域産業」）の仕組みづくりに取り組んでいくことをいう。
- (7) 「過疎地域」とは、過疎地域自立促進特別措置法（平成12年法律第15号）第2条第1項に規定する過疎地域をいう。
- (8) 「地区計画」とは、地区住民の意見等を基に、「小さな拠点づくり」に向けた取組について、地域課題や解決手法となる活動内容等について記載されたものをいう。
- (9) 「過疎債」とは、過疎地域自立促進特別措置法第12条第1項に規定する過疎地域自立促進特別事業の実施のため特別に認められる地方債をいう。

### (補助目的)

第3条 市町村が各種団体等と連携し実施する「小さな拠点づくり」に向けた取組を支援することにより、安心して住み続けることができる中山間地域の実現を図ることを目的とする。

### (補助対象事業等)

第4条 生活サポート補助金の交付対象とする事業（以下「補助対象事業」という。）、補助対象経費等は別表に定めるものとする。ただし、別表の第1欄の補助対象事業③については、過疎地域でない中山間地域のある市町村が、直接若しくは各種団体等に対する委託により実施又は市町村が交付金を財源とし、その目的に従って各種団体等に対して補助金を交付し若しくは

負担金を支出して行う、過疎債の起債対象でない事業とする。

2 前項の補助対象事業は、次の各号のいずれにも該当する事業とする。

- (1) 国、県又は他団体から補助金等の交付を受けない事業であること。
- (2) 市町村又は事業実施主体にとって新規事業又は事業の拡充を伴うものであること。
- (3) 施設整備、車両及び設備等の取得を含む場合、それらの整備、取得のみを目的とする事業でないこと。
- (4) 補助対象事業の終了後も継続して取り組む仕組み、体制が構築されていること。
- (5) 補助対象事業で取り組む内容(別表の第1欄の補助対象事業③においては、整備した拠点を活用して取り組む内容)が原則、該当する地区の地区計画に位置付けられていること。

(交付額の算定方法)

第5条 生活サポート補助金の交付額は、市町村に交付するものとし、次により算出された額とする。

- (1) 別表の第2欄に定める基準額と第5欄に定める対象経費の実支出額とを比較して少ない方の額を選定する。ただし、第1欄の補助対象事業③については、対象経費の実支出額が基準額以上となる必要がある。
  - (2) (1)により選定された額と総事業費から寄付金その他の収入額を控除した額とを比較して少ない方の額に別表の第3欄に定める補助率を乗じて得た額を交付額とする。
- 2 事業実施期間は2年以内とする。ただし、別表の第1欄の補助対象事業③については、1年以内とする。なお、複数年度継続して補助する場合の補助限度額の総額も、別表の第4欄に掲げる額と同額とする。
- 3 生活サポート補助金の交付額に千円未満の端数が生じた場合は、これを切り捨てるものとする。

(補助金の交付申請)

第6条 生活サポート補助金の交付を受けようとする者は、事前に協議の上、補助金交付申請書(様式第1号)に関係書類を添えて知事に提出しなければならない。

2 申請書の提出期限は、別途通知する。

(補助事業の変更等の承認申請)

第7条 補助事業者は、前条の交付の決定を受けた補助事業について、次の各号のいずれかに該当する重要な変更を行うときは、事前に協議の上、変更承認申請書(様式第2号)を知事に提出しなければならない。

- (1) 補助事業の事業実施主体の変更
- (2) 生活サポート補助金の交付決定額に対して2割を超える減額又は全ての増額
- (3) 補助事業の中止又は廃止
- (4) 前各号に掲げるもののほか、重要な変更

(実施状況報告)

第8条 補助事業者は、知事が指示したときは、実施状況報告書(様式第3号)により、補助事業の実施状況を報告しなければならない。

(実績報告)

第9条 補助事業者は、補助事業が完了したときは、その日から30日を経過した日又は生活サポート補助金の交付決定を受けた日の属する年度の末日のいずれか早い日までに実績報告書(様式第4号)を知事に提出しなければならない。

2 別表の第1欄の補助対象事業③については、交付決定を受けた日の属する年度の翌年度から5カ年間、各年度の末日までに、補助事業によって整備された拠点施設を活用して実施した

「小さな拠点づくり」に向けた取組を活動報告書(様式第5号)により、知事に報告しなければならない。

(財産処分の制限等)

第10条 補助事業者は、規則第13条第1項に規定する知事の承認を受けようとする場合には、財産処分承認申請書(様式第6号)を提出するものとする。

- 2 取得財産のうち、規則第13条第1項第4号の規定により知事が定めるものは、取得価格又は効用の増加価格が50万円を超えるものとする。
- 3 規則第13条第2項の規定により知事が定める期間は、減価償却資産の耐用年数等に関する省令(昭和40年大蔵省令第15号)に定められている耐用年数に相当する期間とする。

(概算払い)

第11条 知事が必要と認めるときは概算払いをすることができる。

- 2 概算払いに必要な書類は、概算払請求書(様式第7号)とする。

(帳簿等の保管)

第12条 補助事業者は、当該事業に係る収入及び支出を明らかにした帳簿及び証拠書類を備え、補助金の交付決定を受けた日の属する年度の翌年度から5カ年間保管しなければならない。

(その他)

第13条 この要綱に定めるもののほか、生活サポート補助金の交付に関し必要な事項は別に定める。

附 則

- 1 この要綱は、平成25年4月1日から適用する。
- 2 島根県中山間地域活性化重点施策推進事業要綱(平成20年3月31日付け地第1062号)は廃止する。
- 3 島根県中山間地域活性化重点施策推進事業費補助金交付要綱(以下「旧要綱」という。)により交付決定された平成24年度からの継続事業については、引き続き旧要綱の規定を適用する。

附 則

- 1 この要綱は、平成26年4月1日から適用する。
- 2 島根県交通空白地域解消支援事業補助金交付要綱(平成23年3月18日付け交第354号)は廃止する。
- 3 改正前の住み続ける中山間地域生活サポート事業費補助金交付要綱により交付決定された平成25年度からの継続事業については、引き続き従前の要綱の規定を適用する。

附 則

- 1 この要綱は、平成27年3月6日から適用する。
- 2 改正前の住み続ける中山間地域生活サポート事業費補助金交付要綱により交付決定された平成26年度からの継続事業については、引き続き従前の要綱の規定を適用する。

附 則

- 1 この要綱は、平成28年3月30日から適用する。
- 2 改正前の住み続ける中山間地域生活サポート事業費補助金交付要綱により交付決定された平成27年度からの継続事業については、引き続き従前の要綱の規定を適用する。

附 則

- 1 この要綱は、平成29年4月1日から適用する。

附 則

- 1 この要綱は、平成30年4月1日から適用する。

別表

1 補助対象事業	2 基準額	3 補助率	4 補助限度額	5 対象経費	6 備考	
<p>市町村が直接若しくは 各種団体等に対する委託により実施する事業 又は市町村が生活サポート補助金を財源とし、その目的に従って各種団体等に対して補助金を交付し若しくは負担金を支出する事業</p>	<p>① 市町村が各種団体等と連携して実施する「小さな拠点づくり」に向けた取組（仕組みづくりのための検討、調査、周知広報、試行等を含む。）で、複合的な課題の解決を図るもの</p> <p>② ①の実施のために必要となる簡易な修繕改修、車両及び設備の取得</p>	<p>8,000千円</p>	<p>2分の1以内</p>	<p>4,000千円</p>	<p>左の事業に要する経費のうち、次の経費を除外した経費とする。</p> <p>(1) 賃金（作業等の日々雇用を除く。）及び職員人件費。</p> <p>(2) 食糧費。ただし、事業に不可欠と認められる経費を除く。</p> <p>(3) 各種団体等の組織や施設の管理運営に要する経費</p> <p>(4) 出資、出捐、貸付に要する経費</p>	<p>複合的な課題の解決の検討・実施にあたっては、各種団体等で構成する委員会等を設置するなど、連携体制の構築を図ること。</p> <p>補助対象事業③については、平成28年度から平成31年度までの間に、原則として1市町村1回まで対象とする。ただし、先駆的な事業については、この限りでない。</p>
<p>ただし、市町村が各種団体等に対する委託または補助金を交付し若しくは負担金を支出する事業については、島根県地域商業等支援事業の対象事業となるものを除く</p>	<p>③ 「小さな拠点づくり」に向けた拠点施設等の工事費等、各種サービス構築のための委託費、備品購入費等</p>	<p>20,000千円</p>		<p>10,000千円</p>	<p>(5) 用地取得又は補償に要する経費</p> <p>(6) 事務費。ただし、県と協議の上で事業実施に必要と認められる経費を除く。</p> <p>(7) 仕入経費等</p> <p>(8) 車両購入に伴う公課費（自動車税、自動車取得税及び自動車重量税等）</p> <p>(9) その他知事が不適当と認める経費</p>	<p>複数の市町村が共同で一の補助対象事業を実施する場合は、補助金交付申請書（様式第1号）に共同で実施する市町村を記載すること。また、当該補助対象事業について、共同で実施する市町村に対する補助限度額の総額は、第4欄に掲げる額とする。</p> <p>市町村が、株式会社等営利を目的として活動する法人に補助金等を交付して行う事業は、採算性等民間事業者の参入が困難な地域で行う事業に限る。</p>

様式第1号（第6条関係）

番 号  
平成 年 月 日

島根県知事 様

市 町 村 長 印

平成 年度住み続ける中山間地域生活サポート事業費補助金交付申請書

このことについて、下記のとおり事業を実施したいので住み続ける中山間地域生活サポート事業費補助金交付要綱第6条の規定に基づき、補助金 円を交付されたく申請します。  
記

1. 事業の区分
2. 事業の目的及び事業概要
3. 補助事業に要する経費の配分

(単位：円)

事業費 (a)+(b)+(c)	補助対象経費 (a)+(b)	県補助金 (a)	市町村支出金				その他 支出金 (c)
			地方債	一般財源	その他	計(b)	

3. 補助事業の完了予定期日 平成 年 月 日

4. 収支予算

(単位：円)

区 分	金 額	備 考
収 入		
	計	
支 出		
	計	

添付書類 事業計画書  
 予算（見込）書（関係箇所のみ）  
 補助事業が位置づけられている地区計画書

様式第2号（第7条関係）

番 号  
平成 年 月 日

島根県知事 様

市 町 村 長 印

平成 年度住み続ける中山間地域生活サポート事業変更承認申請書

平成 年 月 日付け 第 号で交付決定通知のあったこの事業について、住み続ける中山間地域生活サポート事業費補助金交付要綱第7条の規定に基づき、下記のとおり事業計画を変更したいので承認されたく申請します。

記

1. 事業の区分
2. 変更の理由
3. 変更の内容
4. 経費の配分

(単位：円)

区分	事業費 (a)+(b)+(c)	補助対象経費 (a)+(b)	県補助金 (a)	市町村支出金				その他 支出金 (c)
				地方債	一般財源	その他	計(b)	
当初計画								
変更計画								

5. 収支予算

(単位：円)

	区 分	金 額	備 考
収 入			
	計		
支 出			
	計		

添付書類 予算（見込）書（関係箇所のみ）

様式第3号（第8条関係）

番 号  
平成 年 月 日

島根県知事 様

市 町 村 長 印

平成 年度住み続ける中山間地域生活サポート事業実施状況報告書

平成 年 月 日付け 第 号で交付決定通知のあった事業について、住み続ける中山間地域生活サポート事業費補助金交付要綱第8条の規定により、その実施状況を下記のとおり報告します。

記

1. 事業の区分

2. 事業の遂行状況

( 年 月 日現在)

事業区分	計 画	遂行状況	進捗率	完了予定 年月日	備 考
			%		

3. 経費（事業費）の執行状況

( 年 月 日現在)

事業区分	計 画 額	執行済額	出来高	今後執行予定額	備 考
	円	円	%	円	

島根県知事 様

市 町 村 長 印

平成 年度住み続ける中山間地域生活サポート事業費補助金実績報告書

平成 年 月 日付け 第 号で交付決定通知のあった事業について、下記のとおり事業を実施したので、住み続ける中山間地域生活サポート事業費補助金交付要綱第9条の規定に基づき、その実績を報告します。

記

1. 事業の区分
2. 事業内容及び事業の成果
3. 補助事業に要した経費の配分

(単位：円)

事業費 (a)+(b)+(c)	補助対象経費 (a)+(b)	県補助金 (a)	市町村支出金				その他 支出金 (c)
			地方債	一般財源	その他	計(b)	

4. 補助事業の完了期日 平成 年 月 日

5. 収支決算

(単位：円)

区 分		金 額	備 考
収 入			
	計		
支 出			
	計		

添付書類

- (1) 事業成果報告書
- (2) 支出及び事業の完了を証する書類
  - ・ソフト事業 …… 契約書（写）、履行検査調書（写）、成果品、活動写真等
  - ・施設整備事業 …… 契約書（写）、竣工検査調書（写）、出来高設計書、関係図面、竣工写真等
- (3) 間接補助事業については、市町村長に対する実績報告書（写）
- (4) その他参考資料

島根県知事 様

市 町 村 長 印

平成 年度分住み続ける中山間地域生活サポート事業推進交付金活動報告書

平成 年 月 日付け 第 号で認定された事業において整備した施設において、下記のとおり活動を実施したので、住み続ける中山間地域生活サポート事業費補助金交付要綱第9条の2の規定に基づき、報告します。

記

1. 報告必要期間

平成 年度 ～ 平成 年度（本報告 平成 年度分）

2. 活動内容及び成果

（活動主体、活動内容、活動の数値目標と実績、今後の活動方針等について具体的に記載すること。別紙可。）



様式第7号（第11条関係）

番 号  
平成 年 月 日

島根県知事 様

市 町 村 長 印

平成 年度住み続ける中山間地域生活サポート事業費補助金概算払請求書

平成 年 月 日付け 第 号で交付決定通知のあった事業について、住み続ける中山間地域生活サポート事業費補助金交付要綱第11条の規定により下記のとおり 金 円を請求します。

記

単位：円

交付決定額		月 日現在(予定)出来高		県 補 助 金		
事業費	県補助金	事業費	県補助金	受領済額	今回請求額	残額

(注) 上記表中の事業費は補助対象経費をいう。